

訪問看護〔介護予防訪問看護〕重要事項説明書

あなたに対する訪問看護〔介護予防訪問看護〕の開始にあたり、厚生省令第37号（厚生労働省令第9号改正）第8条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者（法人）の概要

名称・法人別	独立行政法人地域医療機能推進機構
代表者名	理事長 山本 修一
所在地	東京都港区高輪三丁目2番12号
連絡先	03-5791-8220

2、事業の目的と運営方針

<事業の目的>

居宅において、主治医が訪問看護〔介護予防訪問看護〕の必要性を認めた利用者に対して、事業所の看護職員が適切な訪問看護〔介護予防訪問看護〕を提供することを目的とします。

<運営の方針>

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構 清水さくら病院附属訪問看護ステーション さくら（以下、「事業所」という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、生活機能の維持・向上又は心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要ときに必要な訪問看護〔介護予防訪問看護〕の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

3、事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 清水さくら病院附属訪問看護ステーションさくら
指定番号	静岡市指定 2264290749号
所在地	静岡市清水区袖師町2001番地
電話番号	054-340-8304
開設年月日	令和4年12月1日
管理者	望月 里江子

(2) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1人(看護師兼務)	0人	1人
看護師	3人以上(うち1名管理者)	0人	3人以上
事務員	1人(必要に応じて配置)	0人	1人以上

(3) 職務内容

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護〔介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理を行います。(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指導命令を行います。

看護師等は、訪問看護〔介護予防訪問看護〕の提供開始に際し、主治医より訪問看護指示書の交付を受けるとともに、主治医に対して(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出し、主治医との綿密な連携を図ります。主治医の指示に基づく(介護予防)訪問看護計画書の作成を行うとともに、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ます。利用者又はその家族へ(介護予防)訪問看護計画を交付します。訪問看護の実施状況の把握及び必要時(介護予防)訪問看護計画の変更を行います。利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。訪問日、提供した看護内容等を記載した(介護予防)訪問看護報告書を作成します。

事務員は、介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

4、営業日および営業時間

営業日 及び営業時間	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く 午前8時30分から午後5時15分までとする
---------------	--

5、営業地域

通常の営業地域	静岡市清水区
---------	--------

6、サービス内容

- 病状や障害の観察
- 清拭や洗髪・入浴等その他による清潔の保持
- 食事・排泄など日常生活の援助
- 褥瘡の予防や処置
- カテーテル類の交換や管理
- 認知症患者の看護
- 療養生活や介護方法の指導

- 利用者家族への精神的援助
- その他、医師の指示による処置

7、サービス利用料及び利用者負担

基本利用料として健康保険法または高齢者医療制度及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、清水さくら病院附属訪問看護ステーションさくら 料金表（別紙）に定められた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

医師の指示に基づき個別に使用する衛生材料については医療機関が提供するものであるため、訪問看護ステーションが提供した場合であっても負担をもとめません。

<利用料支払方法>

毎月末締めとし、翌月 10 日以降に当月分の請求書をお渡しします。

- 清水さくら病院会計窓口での現金支払い
- ATM 等での振込支払い

振込手数料は別途ご負担ください。

8、キャンセル

利用者は、都合でサービスの休止をする際には、できるだけサービスの前日までに連絡を入れる事とします。当日の朝（8時30分）までに連絡がない場合は、事業者は利用負担金相当を頂きます。

訪問当日の午前 8 時 30 分までに連絡があり	無料
訪問当日に連絡がなく、訪問したが不在だった	該当の基本料金 100%

ただし、利用者の病状急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は発生しないものとします。

9、緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、必要な措置を講じるとともに、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

10、事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

1 1、秘密保持

利用者の状態を主治医と共有するため、また患部や皮膚状態の経過を把握するため、写真を撮ることがあります。撮影した写真については記録に保管後、削除いたします。

事業所及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、訪問するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

1 2、衛生管理

利用者が感染症罹患時は、感染状況を把握し、必要な予防策を講じて訪問を行います。

事業所の設備及び備品の衛生管理に努め、従業員の健康状態の管理を行うと共に、感染症の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を実施します。

1 3、非常災害時の対応

災害等発生時は、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携に努めますが、災害の規模や被害状況、交通事情により通常の業務を行えない可能性があります。

1 4、ハラスメントへの対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴言・暴力、その他ハラスメント行為が発生した場合、サービスを中止する場合があります。

1 5、虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

サービスの提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者がお住まいの市町村に通報を行います。

1 6、身体拘束等の原則禁止

事業所及び看護師等は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という）を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

17、相談窓口・苦情等

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション 相談窓口	ステーション管理者	電話 054-340-8304
清水さくら病院 相談窓口	患者相談室又は、院内設置のご意見箱	電話 054-340-8301
静岡市 介護保険課	介護保険課	電話 054-221-1377
静岡県国民健康保険団体連合会	介護保険課	電話 054-253-5590

18、その他運営に関する留意事項

同行訪問に関して、事業所では研修や実務評価及び利用者の情報共有を理由に複数名で訪問のご依頼をさせていただく事があります。なお、予め同意を得てからの実務とし、別途料金もかかりませんのでご了承ください。

19、提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関（外部機関）からの提供するサービスの評価を受けておりません。

独立行政法人地域医療機能推進機構
清水さくら病院附属訪問看護ステーションさくら
住所 静岡市清水区袖師町2001番地
電話 054-340-8304
FAX 054-340-8274
管理者 望月 里江子

令和7年3月作成